

仙台市ガス小売供給選択約款

(小規模コージェネレーションシステムパッケージ契約)

平成29年4月1日 実施

仙台市ガス局

目 次

- 1 目的
- 2 小売選択約款の実施及び適用
- 3 小売選択約款の変更
- 4 用語の定義
- 5 適用条件
- 6 使用の申し込み
- 7 契約の締結
- 8 使用量の算定
- 9 料金
- 10 単位料金の調整
- 11 精算額
- 12 契約最大時間流量超過時の取り扱い
- 13 契約最大需要月使用量超過時の取り扱い
- 14 名義の変更
- 15 契約の変更又は解約
- 16 契約の変更又は解約に伴う契約最大時間流量超過精算額又は契約最大需要月
使用量超過精算額の差額精算
- 17 契約の解約に伴う契約中途解約精算額
- 18 緊急調整時の措置
- 19 その他

附 則

(別 表)

- 1 早収料金及び消費税等相当額の算定方法
- 2 料金表

1 目的

この仙台市ガス小売供給選択約款（以下「小売選択約款」といいます。）は、コージェネレーションシステムの普及を通じたガス利用の拡大により、負荷調整を推進しつつ本市の製造供給設備の効率的利用を図り、以て合理的かつ経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

2 小売選択約款の実施及び適用

- (1) この小売選択約款は、本市が仙台市ガス供給条例（平成8年条例第37号）第30条に規定する選択供給条件により行う小売供給の実施に関し、必要な事項を定めたものです。
- (2) この小売選択約款は、5の適用条件を満たすお客さまに適用いたします。
- (3) この小売選択約款に定めのない細目的事項は、必要に応じてこの小売選択約款の趣旨に測り、その都度お客さまと本市との協議によって定めます。

3 小売選択約款の変更

- (1) 本市は、本市が定める仙台市ガス小売供給約款（以下「小売約款」といいます。）を変更した場合、法令の改正により小売選択約款の変更の必要が生じた場合又はその他本市が必要と判断した場合には、この小売選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の小売選択約款によるものとし、(3)及び(4)のとおり、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行います。
- (2) お客さまは、(1)に定めるこの小売選択約款の変更に関する異議がある場合は、この小売選択約款による契約を解約することができます。
- (3) この小売選択約款の変更に伴い、変更後の供給条件の説明及び変更後の供給条件を記載した書面の交付等を以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。ただし、(4)に定める場合を除きます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行う場合は、お客さまへの通知又はインターネット上での開示その他本市が適当と判断した方法（以下「本市が適当と判断した方法」といいます。）により行い、変更をしようとする事項のみを説明し、記載いたします。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付を行う場合は、本市が適当と判断した方法により行い、本市の名称及び所在地、契約年月日、変更をした事項並びにお客さま番号（お客さまごとに付与する、ガスの供給地点を特定する番号をいいます。）を記載いたします。
- (4) この小売選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に係る費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合は、以下のとおり行うことについて、あらかじめ承諾いただきます。
 - ① 変更後の供給条件の説明及び契約変更前に、変更後の供給条件を記載した書面の交付等を行うことについては、原則としてインターネット上での開示を行います。
 - ② 契約変更後に、変更後の供給条件を記載した書面の交付は行いません。

4 用語の定義

この小売選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりです。

- (1) 「コージェネレーションシステム」とは、ガスを熱源として電力を発生させるとともに、その際に発生する廃熱を利用する機器をいいます。

- (2) 「契約最大時間流量」とは、契約期間における1時間当たりの最大の使用予定量をいいます。
- (3) 「契約月別使用量」とは、各料金算定期間の使用予定量をいいます。なお、各料金算定期間は、その各料金算定期間の末日が属する月をもって表示いたします。
- (4) 「契約年間使用量」とは、契約月別使用量の合計量をいいます。
- (5) 「実績年間使用量」とは、契約期間における実績使用量をいいます。
- (6) 「契約年間引取量」とは、契約期間においてお客さまが引き取らなければならない使用量をいいます。
- (7) 「契約月平均使用量」とは、契約年間使用量を12で除した量をいい、小数点以下を切り捨てます。
- (8) 「実績月平均使用量」とは、実績年間使用量を12で除した量をいい、小数点以下を切り捨てます。
- (9) 「最大需要期」とは、11月の定例検針日の翌日から3月の定例検針日までの期間をいいます。
- (10) 「契約最大需要月使用量」とは、契約期間における最大需要期の契約月別使用量のうち最も大きいものをいいます。
- (11) 「契約年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示し、小数点以下を切り捨てます。

$$\text{契約年間負荷率} = \frac{\text{契約月平均使用量}}{\text{最大需要期の1ヶ月当たり平均契約月別使用量}} \times 100$$

- (12) 「実績年間負荷率」とは、次の算式により算定した割合をいい、パーセントで表示し、小数点以下を切り捨てます。

$$\text{実績年間負荷率} = \frac{\text{実績月平均使用量}}{\text{最大需要期の1ヶ月当たり平均実績月別使用量}} \times 100$$

5 適用条件

この小売選択約款は、次の全ての条件を満たし、この小売選択約款の適用を希望する場合に適用いたします。

- (1) 定格発電出力（機器容量）が3kW以上のコージェネレーションシステムを使用すること。
- (2) 契約年間使用量が、50万立方メートル未満であること。
- (3) 契約年間使用量が、契約最大時間流量の1,200倍以上であること。
- (4) 契約年間引取量が、契約年間使用量の70パーセント以上であること。
- (5) 契約年間負荷率が、65パーセント以上であること。
- (6) 同一需要場所において他の小売選択約款又は小売約款に基づく契約を締結していないこと。
- (7) 不測の需給逼迫等の緊急時において、本市が必要と認めた場合には、一般需要に先立って緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

6 使用の申し込み

- (1) この小売選択約款に基づくガスの供給を希望される方は、あらかじめこの小売選択約款を承諾の上、本市にガス使用の申し込みをしていただきます。
- (2) 申し込みの際は、お客さまの氏名、住所、連絡先等本市が必要と認める事項を明らかにし、所定の様式により申し込んでいただきます。

7 契約の締結

- (1) この小売選択約款に基づく契約の締結を希望するお客さまは、本市と協議の上、適用する料金そ

の他の供給条件を定めた契約を本市と締結していただきます。

- (2) お客さまは、新たにこの小売選択約款に基づきガスの使用を申し込む場合又はその後の契約更新に際し契約内容を変更しようとする場合には、本市に対し年間のガスの使用計画を提示するものとし、本市はその使用計画に基づき、お客さまの過去の実績、同一業種の操業度、及び使用設備の内容等を参考にして、お客さまとの協議によって次の契約使用量等を定めるものいたします。
- ① 契約最大時間流量
 - ② 契約最大需要月使用量
 - ③ 契約年間使用量
 - ④ 契約年間引取量
 - ⑤ 契約月別使用量
- (3) 契約期間は原則として1年間とし、ガス需給契約書に定めます。ただし、契約期間満了時において本市とお客さまの双方が契約内容について異議のない場合には、契約はさらに1年間延長するものとし、以後これにならうものいたします。
- (4) 本市は、お客さまがこの小売選択約款に基づく契約の契約期間満了前に解約し、再度同一需要場所での小売選択約款の申し込みをする場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たないときには、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のための一時不使用による解約の場合にはこの限りではありません。
- (5) 本市は、お客さまが本市との他の契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を、それぞれの契約に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、この小売選択約款への申し込みを承諾できないことがあります。

8 使用量の算定

- (1) 本市は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。
- (2) 検針日は原則として毎月末日といたします。ただし、月末日が休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日、土曜日、日曜日、1月2日、同月3日、12月29日から同月31日をいいます。以下同じ。）にあたる場合は、当該末日からその直前の休日でない日まで繰り上げて検針する場合があります。この場合、月末日に検針したものとして取り扱います。
- (3) 本市は、原則として負荷計測器により、1時間当たりの最大の使用量（以下「実績最大時間流量」といいます。）を算定いたします。ただし、負荷計測器の故障等の場合には、本市とお客さまの協議によりその月における実績最大時間流量を算定いたします。
- (4) 負荷計測器本体費用は本市負担とし、取付関係工事費はお客さま負担といたします。

9 料金

- (1) 本市は、料金の支払いが支払義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早取期間」といいます。）に行われる場合には早取料金を、早取期間経過後に行われる場合には早取料金を3パーセント割り増ししたもの（以下「遅取料金」といいます。）を料金としてお支払いいただきます。なお、早取期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早取期間を延長いたします。
- (2) 本市は、8で算定された使用量に基づき、別表の料金表を適用して、早取料金又は遅取料金を算定いたします。
- (3) 本市は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨て

ます。

- (4) お客さまの都合又は契約違反により、契約を解約又はガスの使用を一時停止した場合には、その月の基本料金は(2)に基づく1か月当たりの基本料金全額とし、従量料金は(2)の従量料金に基づいて算定いたします。
- (5) 料金は、口座振替又は払込みのいずれかの方法により毎月お支払いいただきます。ただし、小売約款35(1)①及び②に規定する料金は、払込みの方法によりお支払いいただきます。

10 単位料金の調整

- (1) 本市は、毎月、(2)②により算定した平均原料価格が(2)①に定める基準平均原料価格を上回り、又は下回る場合は、次の算式により別表の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表の1(4)のとおりといたします。

- ① 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

- ② 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.080 \text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備考)

上記①又は②の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

- (2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

- ① 基準平均原料価格(トン当たり)

83,790円

- ② 平均原料価格(トン当たり)

別表の1(4)に定める各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)及びトン当たりブタン平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。ただし、その金額が134,060円以上となった場合は、134,060円といたします。

(算式)

平均原料価格

$$= \text{トン当たりLNG平均価格} \times 0.9516 + \text{トン当たりブタン平均価格} \times 0.0407$$

(備考)

トン当たりLNG平均価格及びトン当たりブタン平均価格は、本市ガス局ホームページ及び事務所に掲示いたします。

- ③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算式)

ア 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{平均原料価格} - \text{基準平均原料価格}$$

イ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

$$\text{原料価格変動額} = \text{基準平均原料価格} - \text{平均原料価格}$$

11 精算額

この小売選択約款に基づく契約に関する精算額は、最大時間流量倍率未達精算額、年間負荷率未達精算額、契約年間引取量未達精算額、契約最大時間流量超過精算額及び契約最大需要月使用量超過精算額とし、本市は、当該精算額を、原則としてそれぞれの未達又は超過が発生した翌月に申し受けるものといたします。

ただし、次の（１）、（２）及び（５）が重複して生じた場合には、いずれかの精算額のうち高いものを申し受けるものといたします。

なお、精算額は、当該契約年度に支払われた基本料金及び従量料金の総額と精算額との合計額が、実績年間使用量に小売約款に定める料金を適用して算定される早収料金総額の103パーセントに相当する額を超えない範囲で申し受けるものといたします。また、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算式により算定いたします。

（算式）

$$\text{精算額に含まれる消費税等相当額} = \text{精算額} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

（１）最大時間流量倍率未達精算額

お客さまの実績年間使用量が、契約最大時間流量の1,200倍未満の場合には、本市がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、最大時間流量倍率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、次の算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{最大時間流量倍率未達精算額} = \left[\left(\text{契約最大時間流量の1,200倍に相当する年間使用量} \right) - \left(\text{実績年間使用量} \right) \right] \times \left[\text{契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額} \times 2 \right]$$

（２）年間負荷率未達精算額

お客さまの実績年間負荷率が65パーセント未満の場合には、本市がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、年間負荷率未達精算額といたします。

ただし、実績年間使用量が契約年間引取量未満の場合には、次の算式中の「実績年間使用量」を「契約年間引取量」と読み替えるものといたします。

$$\text{年間負荷率未達精算額} = \left[\left(\text{負荷率65パーセントに相当する年間使用量} \right) - \left(\text{実績年間使用量} \right) \right] \times \left[\text{契約月別使用量に各月の単位料金を乗じたものの合計額を契約年間使用量で除し、小数点以下第3位を四捨五入した額} \times 2 \right]$$

(備考)

負荷率 65 パーセントに相当する年間使用量は、契約期間中における最大需要期の実績使用量に 0.65 を乗じ、その量を 3 倍した量といたします。

(3) 契約年間引取量未達精算額

本市は、お客さまの実績年間使用量が契約年間引取量に満たない場合には、本市がやむをえないと判断した場合を除き、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約年間引取量未達精算額といたします。

$$\text{契約年間引取量未達精算額} = \left(\left[\text{契約年間引取量} \right] - \left[\text{実績年間使用量} \right] \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{契約月別使用量} \\ \text{に各月の単位料金} \\ \text{を乗じたもの} \\ \text{の合計額を契約} \\ \text{年間使用量で除} \\ \text{し、小数点以下} \\ \text{第3位を四捨五} \\ \text{入した額} \end{array} \right)$$

(4) 契約最大時間流量超過精算額

最大需要期における実績最大時間流量が契約最大時間流量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下は切り上げます。）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大時間流量超過精算額といたします。ただし、12 の規定が適用される場合を除きます。

$$\text{契約最大時間流量超過精算額} = \left(\left[\text{実績最大時間流量} \right] - \left[\text{契約最大時間流量} \times 1.05 \right] \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{流量基本} \\ \text{料金単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right) \times 12$$

なお、それ以前に契約最大時間流量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、この算式によって算定する金額が、既に申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大時間流量超過精算額といたします。

(5) 契約最大需要月使用量超過精算額

最大需要期のいずれかの月における実績使用量が契約最大需要月使用量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下は切り上げます。）を超えた場合には、次の算式によって算定する金額を限度とし、契約最大需要月使用量超過精算額といたします。ただし、13 の規定が適用される場合を除きます。

$$\text{契約最大需要月使用量超過精算額} = \left(\left[\text{実績最大需要月使用量} \right] - \left[\text{契約最大需要月使用量} \times 1.05 \right] \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{最大需要} \\ \text{月基本料} \\ \text{金単価} \\ \times 1.1 \end{array} \right) \times 12$$

なお、それ以前に契約最大需要月使用量超過精算額を申し受け、又は申し受けることが確定している場合には、この算式によって算定する金額が、既に申し受け、又は申し受けることが確定している金額を超えている場合に限り、その差額を契約最大需要月使用量超過精算額といたします。

12 契約最大時間流量超過時の取り扱い

契約期間中において、実績最大時間流量が契約最大時間流量の 105 パーセントに相当する量（小数点以下は切り上げます。）を超えた場合には、契約を終了する場合又は本市がやむをえないと判断し

た場合を除き、当該実績最大時間流量を下限として次の契約期間における契約最大時間流量を定めま
す。

13 契約最大需要月使用量超過時の取り扱い

契約期間中において、最大需要期のいずれかの月の実績使用量が契約最大需要月使用量の 105 パー
セントに相当する量（小数点以下は切り上げます。）を超えた場合には、契約を終了する場合又は本
市がやむをえないと判断した場合を除き、当該実績最大需要月使用量を下限として次の契約期間にお
ける契約最大需要月使用量を定めます。

14 名義の変更

お客さま又は本市は、契約期間中に第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの契約に関係
ある部分を第三者に譲渡する場合には、当該契約をその後継者に継承させ、かつ後継者の義務履行を
相手方に保証するものいたします。

15 契約の変更又は解約

- (1) お客さまのガス使用計画に変更がある場合又は 3（1）の規定によりこの小売選択約款が変更さ
れた場合は、双方協議して契約を変更又は解約することができるものいたします。
- (2) 本市又はお客さまに契約違反があった場合（5の適用条件を満たさなくなった場合及び 11 の精
算額の対象に繰り返し該当している場合を含みます。）には、相互に契約を解約することができる
ものいたします。
- (3) この契約が解約された場合、本市はその解約後にお客さまから小売約款に基づく契約の申し込み
があったものとして取り扱うことがあります。この場合、解約後とは当該契約において最後の検針
をした日の翌日をいいます。

16 契約の変更又は解約に伴う契約最大時間流量超過精算額又は契約最大需要月使用量超 過精算額の差額精算

契約期間中において契約の変更又は解約が生じた場合であって、変更月又は解約月以前に契約最大
時間流量超過精算額又は契約最大需要月使用量超過精算額を申し受け、若しくは申し受けることが確
定している場合には、精算額算定式のうち「12」とあるのを「契約月から変更月又は解約月までの月
数」として精算額を算定しなおして差額精算いたします。

ただし、15（1）の規定による契約の変更又は解約であって本市がやむをえないと判断できない場
合又は 15（2）の規定による契約の解約であってお客さまの契約違反による場合を除きます。

17 契約の解約に伴う契約中途解約精算額

本市は、契約の解約があった場合には、15（1）の規定によるものであって本市がやむをえないと
判断した場合又は 15（2）の規定によるものであって本市に契約違反があった場合を除き、11 の精
算額及び次の契約中途解約精算額を申し受けます。なお、精算額に含まれる消費税等相当額は次の算
式により算定いたします。

（算式）

精算額に含まれる消費税等相当額＝精算額×消費税率÷（1＋消費税率）

- (1) 新たにこの小売選択約款に基づいて契約を締結しない場合には、本市は契約の解約月に、次の算

式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left(\begin{array}{c} 1 \text{ か月当たりの} \\ \text{基本料金相当額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{解約月の翌月から契約終了月までの} \\ \text{残存月数} \end{array} \right)$$

(2) 新たにこの小売選択約款に基づいて契約を締結する場合であって、契約解約後に、契約最大時間流量又は契約最大需要月使用量をそれまでの契約量から減少する場合には、本市は契約の解約月に、次の算式によって算定される契約中途解約精算額を申し受けます。

$$\text{契約中途解約精算額} = \left(\begin{array}{c} \text{前契約の1か} \\ \text{月当たりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{新契約の1か} \\ \text{月当たりの基} \\ \text{本料金相当額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{解約月の翌月から} \\ \text{前契約終了月まで} \\ \text{の残存月数} \end{array} \right)$$

18 緊急調整時の措置

一般需要に先立って緊急調整に応じていただいた場合には、別表の料金表の基本料金を次の算式によって割引いたします。また、11の精算額については、双方協議して算定するものといたします。

- (1)
$$\text{料金割引額} = \frac{\text{定額基本料金}}{\text{基本料金}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$
- (2)
$$\text{料金割引額} = \frac{\text{流量基本料金}}{\text{料金単価}} \times \frac{\text{契約最大時間流量}}{\text{契約最大時間流量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$
- (3)
$$\text{基本料金割引額} = \frac{\text{最大需要月基本料金}}{\text{基本料金単価}} \times \frac{\text{契約最大需要月使用量}}{\text{契約最大需要月使用量}} \times \frac{\text{調整時間}}{\text{当該月の時間数}} \times \frac{1 \text{ 時間当たりの平均調整量}}{\text{契約最大時間流量}}$$

19 その他

この小売選択約款に定めのない事項については、小売約款を適用いたします。

附 則

1 実施の期日

この小売選択約款は、平成29年4月1日から実施いたします。

2 小売選択約款の掲示

本市は、この小売選択約款を本市ガス局ホームページ及び事務所において掲示いたします。この小売選択約款を変更する場合も同様とし、変更実施前までに、この小売選択約款を変更する旨、変更後の小売選択約款の内容及びその効力発生時期を周知いたします。

3 この小売選択約款の実施に伴う切り替え措置

(1) 本市は、平成29年3月31日まで仙台市ガス供給選択約款（小規模コージェネレーションシステムパッケージ契約）（以下「旧選択約款」といいます）の適用があり、平成29年4月1日以降この小売選択約款が適用されるお客さまについて、平成29年4月1日が含まれる料金算定期間の早収

料金は、次の算式により算定いたします。

(算式)

早収料金＝旧選択約款適用期間の早収料金＋小売選択約款適用期間の早収料金

旧選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝旧選択約款適用の基本料金×D 1 / D＋旧選択約款 8 の規定に基づき算定した調整単位料金
×V 1

小売選択約款適用期間の早収料金（小数点以下の端数切り捨て）

＝小売選択約款の基本料金×D 2 / D＋小売選択約款 10 の規定に基づき算定した調整単位料金
×V 2

(備考)

D ＝料金算定期間の日数（ただし、旧選択約款については仙台市ガス供給約款第 30 条第 5 項の規定が適用される場合、小売選択約款については小売約款に定める 21（6）①から⑤までの規定が適用される場合であって、料金算定期間の日数が 30 日未満又は 36 日以上の場合、30 とします。）

D 1＝Dのうち平成 29 年 3 月 31 日までの期間に属する日数

D 2＝Dのうち平成 29 年 4 月 1 日以降の期間に属する日数

V ＝料金算定期間の使用量

V 1＝旧選択約款適用期間の使用量＝V－V 2

V 2＝小売選択約款適用期間の使用量＝V×D 2 / D（1 立方メートル未満の端数切り捨て）

(2) 適用する料金表は、旧選択約款適用期間の料金、小売選択約款適用期間の料金とも使用量 V がそれぞれの適用区分のいずれに該当するかにより判定いたします。

(別 表)

1 早収料金及び消費税等相当額の算定方法

(1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。

(2) 基本料金は、定額基本料金、流量基本料金及び最大需要月基本料金の合計といたします。流量基本料金は、流量基本料金単価に契約最大時間流量を乗じた額とし、最大需要月基本料金は、最大需要月基本料金単価に、契約最大需要月使用量を乗じた額といたします。

(3) 従量料金は、基準単位料金又は 10 の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

(4) 調整単位料金の適用基準は次のとおりといたします。

① 料金算定期間の末日が 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 8 月から 10 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

② 料金算定期間の末日が 2 月 1 日から 2 月 28 日（うるう年は 2 月 29 日）までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 9 月から 11 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③ 料金算定期間の末日が 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年 10 月から 12 月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適

用いたします。

- ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年4月から6月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑩ 料金算定期間の末日が10月1日から10月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年5月から7月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑪ 料金算定期間の末日が11月1日から11月30日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年6月から8月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑫ 料金算定期間の末日が12月1日から12月31日までの期間に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年7月から9月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
- (5) 早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額は、それぞれ次の算式により算定いたします。
なお、1円未満の端数が生じた場合は、その端数の金額を切り捨てます。
- ① 早収料金に含まれる消費税等相当額 = 早収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)
 - ② 遅収料金に含まれる消費税等相当額 = 遅収料金 × 消費税率 ÷ (1 + 消費税率)

2 料金表（消費税等相当額を含みます。）

(1) 定額基本料金

1 か月につき	19,440.00 円
---------	-------------

(2) 流量基本料金単価

1 立方メートルにつき	972.00 円
-------------	----------

(3) 最大需要月基本料金単価

1 立方メートルにつき	5.40 円
-------------	--------

(4) 基準単位料金

1 立方メートルにつき	100.79 円
-------------	----------

(5) 調整単位料金

(4) の基準単位料金をもとに、10 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。